# 事業主の皆様へ

~石綿ばく露作業に従事されていた労働者等に対する健康管理手帳制度と 労災補償制度・特別遺族給付金制度の周知のお願いについて~

労働基準行政の推進につきまして、平素から御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。 さて、石綿による疾病は、30年~40年という長期間を経過した後に発症することが多 く、既に離職された方を含め、石綿にさらされる業務(以下「石綿業務」といいます。) に従事していた方の中には、過去の石綿業務が原因となって発症したものかどうか気付 かなかったり、あるいは健康に不安をお持ちになっても、対処の方法がわからない方が いらっしゃることが懸念されます。

このため、厚生労働省では、石綿を取り扱っていた事業場の事業主の皆様に対して、 既に離職されている労働者の方々に石綿健康管理手帳による健康診断の勧奨を行ってい ただくことや、現在も勤務されている労働者の方々はもとより、既に離職されている労 働者やそのご遺族の方々に労災補償制度及び特別遺族給付金制度の周知等を行っていた だくことを要請しています。

つきましては、貴事業場におかれましても、**既に離職されている方を含め、貴事業**<br/>場で石綿業務に従事していた労働者やそのご遺族の方々に対し、

- ① 石綿健康管理手帳制度の周知と申請の勧奨
- ② 労災補償制度と特別遺族給付金制度の周知と請求の勧奨

をしていただきたくお願い申し上げます。(制度の概要や申請手続き等については別 添1を御参照ください。)

なお、健康管理手帳制度・労災補償制度等をお知らせいただく際には、同封した労働

**者やそのご遺族の方々へのお知らせの文書(別添 2)**及びリーフレットを参考にしていただき、リーフレットの追加配付が必要な場合は、最寄りの労働基準監督署や都道府県労働局にお問い合わせください。

また、今後、石綿健康管理手帳制度・労災補償制度等を効果的に周知する方法などの参考とさせていただくため、貴事業場における周知等の取組状況を把握したいと考えております。重ねてのお願いで誠に恐れ入りますが、貴事業場での周知等の取組の実施状況(今後実施予定のものも含みます。)について、<u>別添3のアンケート調査票にご記入いただき、同封の返信用封筒により、平成25年2月28日(木)</u>までに送付いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

#### 【参考】周知の取組例(これまでアンケートで把握した実例)

- 自社のホームページに健康管理手帳制度や労災補償制度等の情報を掲載し、周知している。
- 健康診断結果に関する相談窓口を設け、労災補償制度等について案内するなどの対応を行っている。
- 自社に相談窓口を設置し、退職された労働者等からの石綿に関する各種相談に対応している。
- 石綿による疾病の健康管理手帳の申請に関する支援や、健康管理手帳を所持する方の健康診断受診状況の確認や受診案内等の取組を実施している。
- 自社で退職者向けの健康診断を実施し、自社のホームページで受診案内を掲載している。

厚生労働省労働基準局 安全衛生部労働衛生課 労災補償部補償課

## 健康管理手帳(石綿)について

石綿業務に従事していた方は、将来、肺がんや中皮腫などの健康被害が生じるおそれがあります。これらの疾病は、石綿にさらされてから発症までの期間が非常に長く、離職後に発症することが多いため、疾病の早期発見を目的として、離職後の方を対象とした健康管理手帳制度を設けています。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で決まった時期に、<u>健康診断を</u>6ヶ月に1回、無料で受けることができます。

なお、<u>平成21年4月1日から健康管理手帳の交付対象が拡大</u>され、石綿の製造や取扱いの業務(直接業務)だけでなく、<u>同じ作業場内で石綿を直接取り扱わない業務(周辺</u>業務)に従事し、一定の石綿ばく露の所見がある離職者の方も対象となりました。

#### ◇申請手続き

労働者が離職する際は事業場を管轄する都道府県労働局に、離職の後は、労働者の住居がある都道府県労働局に対して所定の申請書を提出していただくことになります。申請手続きや制度に関するご相談は、最寄りの都道府県労働局において受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

## 労災保険給付と特別遺族給付金について

### ◇労災保険給付

石綿業務が原因で中皮腫や肺がん等の疾病を発症した労働者の方は、療養補償給付や休業補償給付等の必要な保険給付を受けることができます。

また、石綿による疾病が原因で亡くなった労働者のご遺族に対しては遺族補償給付等が支給されますが、<u>遺族補償給付を受ける権利は労働者が亡くなった日の翌日</u>から5年で消滅します。

## ◇特別遺族給付金

石綿による疾病により亡くなった労働者のご遺族で労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効(5年)により消滅した方に対し支給されます。

特別遺族給付金はご遺族の状況に応じて、年金又は一時金が支給されますが、年金の支給は請求日の属する月の翌月分からとなりますので速やかに請求されることをお勧めいたします。

### ◇周知・請求勧奨の必要性

- ①石綿による疾病は30年~40年という長期間を経過した後に発症することが多いため、労働者が石綿業務に従事した可能性がある場合は、注意喚起を行う必要があります。
- ②石綿は多くの業種・作業で使用されていたこと、間接ばく露でも発症するおそれがあること等から、石綿関連疾病の原因が過去の石綿業務にあることに気付かない場合があり、労災保険給付等の請求をしていないことがあるためです。

#### ◇請求手続き

労働者の方が最後に石綿業務に従事した事業場を管轄する労働基準監督署に所 定の請求書を提出していただくことになります。

※請求手続きや制度に関するご相談は、最寄りの労働基準監督署や都道府県労働 局において受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

### 石綿業務に従事されていた労働者の皆様または労働者のご遺族の皆様へ

# 石綿健康管理手帳と労災補償制度・特別遺族給付金制度について

厚生労働省では、石綿にさらされる業務(以下「石綿業務」といいます。)に従事していた労働者(離職された方を含みます。)の健康管理対策や労災補償などを行っています。

下記1に該当する方は、健康管理手帳の交付を受け、6か月に1回、無料で健康診断を受けることができますので、最寄りの都道府県労働局にご相談ください。

また、下記2に該当する方は、労災補償等の対象になりますので、最寄りの労働基準 監督署にご相談ください。

記

### 1 石綿健康管理手帳制度(相談・申請先:都道府県労働局)

石綿業務に従事した後に転職や退職をし、現在は石綿業務から離れている方が対象で、具体的には、次の(1)~(3)のいずれかに該当する場合が対象です。

- (1) 石綿の製造や取扱いの業務(直接業務)、それらに伴い石綿の粉じんが発散する 場所での業務(周辺業務)に従事し、一定の石綿ばく露所見がある方
- (2)以下の作業に1年以上従事していた方(ただし、初めて石綿の粉じんにばく露した日から10年以上経過している必要があります。)
  - ・石綿の製造作業
  - ・石綿が使用されている保温剤や耐火被覆材などの貼付け・補修・除去の作業
  - ・石綿の吹き付けの作業
  - ・石綿が吹き付けられた建築物や工作物の解体・破砕などの作業
- (3) (2) 以外の石綿を取り扱う業務に10年以上従事していた方

#### 労災補償制度・特別遺族給付金制度(相談・請求先:労働基準監督署)

- (1) 石綿業務が原因で肺がんや中皮腫等の疾病を発症した方や、それらの病気により 死亡された労働者のご遺族
- (2) 石綿による疾病により亡くなった労働者のご遺族で時効により労災保険の遺族補 償給付を受給することができない方

## 退職労働者等に対する労災補償制度等の 周知の取組についてのアンケート調査票

<u>事業場名</u>		
担当者職氏名		

- 問1 退職された労働者及びそのご遺族の方々に対して石綿健康管理手帳制度・労災 補償制度等の周知を行いましたか(行う予定がありますか)。
  - 1 はい
  - 2 いいえ
- 問2 問1において1と回答された場合、どのような取組を行いましたか(行う予定がありますか)。該当する番号にOをお付けください(複数回答可)。郵送した件数等取組の実績についてもお分かりになる範囲で御記入ください。

なお、件数についてはおおよその数でかまいませんので、具体的に御記入下さい。

① 退職された労働者等に、健康管理手帳制度・労災補償制度等のリーフレット等を郵送等により提供している(予定を含む)。

退職労働者等に郵送した件数件

- ② 自社のホームページに健康管理手帳制度・労災補償制度等の情報を掲載している(予定を含む)。
- ③ 自社に相談窓口を設置し、退職された労働者等からの石綿に関する各種相談に 対応している(予定を含む。)。

相談・対応等を行った件数件

④ 退職された労働者等のうち、健康管理手帳制度・労災補償制度等の対象となる 可能性のある方への相談対応や申請等の支援を実施している。(予定を含む。)。

相談・対応等を行った件数件

	<b>⑤</b>	その他の取組 
	帽	
問 3		<ul> <li>融された労働者等に対する情報の提供等において、どのような情報が役立ってものとお考えでしょうか。該当する番号に〇をお付けください(複数回答可)。労災補償制度・特別遺族給付金制度や請求手続等に関すること。健康管理手帳制度及びこれに基づく健康診断に関すること。事業場における石綿による疾病の健康相談窓口に関すること。事業場における過去の石綿製品の使用・管理状況に関すること。事業場における石綿による疾病の発生に関すること。その他</li> </ul>
問 4	取組	<ul><li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>

アンケートは以上です。御協力ありがとうございました。

本アンケートについて、御不明な点等ございましたら、下記担当までお問い合わせ下さい。(時間帯によっては、電話が混み合う場合もございます。お急ぎの場合は、下記のとおりFAXによるお問い合わせも受け付けております。)

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課業務係(担当 西川、丸山、松浦)

TEL: 03-5253-1111 (内5464)

FAX: 03-3502-6488